

Title	倭の五王の研究
Author(s)	坂元, 義種
Citation	大阪大学, 1984, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/34813
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈a href="https://www.library.osaka- u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

- [2]

 5か
 6と
 よし
 たね

 氏名・(本籍)
 坂
 元
 義
 種

学位の種類 文 学 博 士

学位記番号 第 6633 号

学位授与の日付 昭和59年10月25日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 倭の五王の研究

(主査) 論文審査委員 教授 黒田 俊雄

> (副査) 教 授 斯波 義信 助教授 都出比呂志

論文内容の要旨

本論文は、中国史書に、讃・珍・済・興・武の名で伝えられている倭の五王についての研究で、論者がすでに発表した論文・著書のなかから選んでまとめ直した5章と参考資料からなる。古くからわが国では、倭の五王が日本の誰にあたるかが研究者の関心をひき、日本側の記録にみえる国王との比定などが行なわれてきたが、本研究では、倭の五王が中国史書にだけその名がみえるという史料上の原点に立って、中国史書のなかでの倭の五王の史実を追求した点に、特色がある。以下、各章の論点を述べる。

第一章 五世紀の倭国の国際的環境 倭の五王は中国の東晋 (317~420)、南朝の宋(420~479)、斉(479~502)、梁(502~557)との関係によって史書に登場するから,まず中国南朝とその周辺諸国との関係を全般的に把握する必要がある。当時,日本・朝鮮など「東夷」諸国以外の主たる周辺諸国の王で中国南朝と関係をもったものには,河南(吐谷渾)王・河西王・宕昌王・武都王などがあったが,本章ではそれらと中国南朝との外交関係とくに冊封関係の特質,さらに北魏封じ込めの国際的連環政策が解明される。これにより,倭の五王が中国から認められた称号の意味や,東アジア世界の国際構造の特色が、明らかにされる。

第二章 五世紀の倭国王の国際的地位 本章では、中国と日本・朝鮮との冊封関係を軸に、倭国王の国際的地位を考察する。その方法として、倭王武が要請し一部認められなかった「使持節、都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大将軍、開府儀同三司、倭国王」のような称号のうち、将軍号・王号が示す相対的地位、自称称号とその「除正」、臣下への「承制仮授」権などを明らかにし、これらを基礎に、倭国王が求めて得られなかった「都督百済諸軍事」をめぐって、倭国王の国際的地位が、倭国王が軍事的支配を主張した百済国の王よりも低く扱われていた事情を、指摘する。

第三章 五世紀の倭国王の称号 倭王珍の自称と「除正」とに著しい隔たりがある理由,済の加号と進号の問題,とくに「使持節・都督諸軍事」の意味を考察し,称号・授爵を通じて冊封体制のメカニズムを説明する。そして,将軍号からみた高句麗→百済→倭と順に低くなる「国際的」位置づけを,再確ご認する。

第四章 倭の五王の外交 5人の王の外交の特徴を、世代を追って論述する。まず、倭の五王と中国王朝との最初の交渉を東晋の義熙9年(413)とする説の誤りを正し、最初の遺使は宋の永初2年(421)であることを明らかにし、このときの倭国王の「倭讃」の表記は、「倭」を姓とするもので、当時の国際慣行を踏まえたものであったと説く。ついで珍は、「倭隋」ら13人に将軍号を仮授してその「除正」を求めるが、これら将軍は主に南朝鮮で活躍したとみられ、またその名から王族を含むとみる。つぎの済も23人の「除正」を求めるが、そのとき要請した「軍郡」とは「将軍・太守」のことらしく、その任命された地域は「都督諸軍事」の地域と重なるとみられる。また、「除正」された将軍の数は百済王の場合よりも多く、地位も高く、当時南朝鮮地域に対して倭王の支配が及んでいたことを示す、と説く。済の死後、「倭国王世子興」がその地位を継ぐが、この「世子」は済が興のために前もって宋朝から「除正」された地位であろうとする。興のあと、弟の武が昇明2年(478)宋に遺使したが、当時百済は高句麗に壊滅的打撃をうけていたので、倭国王は百済復興を名目に宋朝に高い自称称号の「除正」を求めた。宋はそれを一部認めたが、全部は認めなかったところに、東アジア世界における倭国王の地位とその外交的努力の姿をみる。

終章 倭国王の南朝外交の終焉 中国史書には,建元元年(479)・天監元年(502)の倭国王武の任官の記事があるが,これらは南斉および梁の新王朝樹立にともなう祝賀的進号であって,武の直接あずかり知らぬことであり,また『梁職貢図』には「倭国使図」があるが,これも『魏書』倭人伝をもとに画かれた想像図であったことを論証して,昇明2年(478)の武の遺使が,最後の交渉であったことを明らかにする。所詮,倭国王の上表文にみられるように,倭の五王の中国南朝との熱心な交渉も,主として東アジア世界の冊封体制と南朝の北魏封じ込め政策のなかで,国際的地位を有利にするために官爵号の除授を求めての努力のあとであったと,結論する。

論文の審査結果の要旨

本論文は、倭の五王が史料的には中国史書にのみ伝えられる存在である点に注目し、厳密に中国史書の記述や表現のもつ特色に従って、東アジア世界における倭の五王の地位を究明したものである。その結果、従来の倭の五王の研究では考察の対象外であった中国周辺の諸国王をも視野に含め、関係史料を飛躍的に拡大して、中国南朝と冊封関係にあった東アジア世界の全体構造を新たに解明した点で、きわめて特色ある研究となった。本論文の諸章が、研究史上一画期をもたらしたものとして、すでに学界でも注目され、高い評価や真剣な批判が出されているのも、当然である。

本論文の成果としてとくに指摘できるのは、倭王らの称号の意味について考察を行ない、称号全体を

構成している個々の号の位階・序列、自称と「除正」との関係、称号が代替りごとに授与され加号・進号もされること、臣下への承制仮授権、「軍郡」の表現の意味などについて、『宋書』百官志などを基礎にはじめて詳しく解明したことである。中国周辺諸国についてのこのような研究は、中国史研究の側からみても、斬新なものといえる。

さらに、本論文は、制度史・国際関係史上の個々の事実の解明だけでなく、今日歴史学上の仮説的概念として冊封体制といわれている「地域世界」秩序のメカニズムを、5世紀の東アジア世界について、生き生きととらえたことでも、特筆に価する。冊封体制が単に中国王朝側の華夷思想をあらわすだけでなく、南北両朝の複雑に分裂したなかで、周辺諸国の力関係ともからみながら運用されていく事情は、本論文によって格段に明瞭になった。そしてその結果、日本の古代史もまた倭の五王の動静を手がかりに、東アジア史の一部として位置づけられることになったことの意義は大きい。

しかし、本論文にも、さらに論述を求めたい点がないわけではない。たとえば軍号授与の論証の手続きについて、史料の制約はあるにせよ、中国南北両朝における制度の成立と流動状況を、さらに論述し補強すべきではなかっただろうか。また、今日の冊封体制論が学界に提起されたのは1960年代のはじめであるが、その後それに対する否定的な見解も出されている。論者もそのことは十分承知していながら、本論文ではそのような批判説に対して全面的な反論は展開されていない。その具体的な論点となりうる南朝鮮に対する軍事権や行政権の行使の実態についての論証を、さらに徹底したかたちでなされなかったことが、惜しまれる。その意味で、本研究の画期的な内容を読む者には、日本国内や朝鮮半島の諸所で発見されている考古学的資料、および社会構成史的見地からの日本古代国家成立史の研究などと、どのように関連するかも問いたいところである。しかし論者は、倭の五王を中国史書にのみ伝えられた存在として考察すべきだとして本来の史料的制約を厳格に守り、これらの問題にはあえて立ち入らない。

このように、本論文にはなお論述を望みたい点もあるが、それは本論文が研究上にもたらした大きな成果をいささかも損ねるものではない。本研究科委員会は、本論文を文学博士の学位を授与するに十分に価するものと判定するものである。